

児童クラブ利用に関するQ & A

利用料について	
月の途中で入会・退会した場合、利用料の請求はどうなりますか。	利用料は日割計算となります。 (例) 4月10日入会の場合 月額 6,000円 × (4/10～30までの開所日数) ÷ 25日 8月5日入会、8月25日退会の場合 月額 8,000円 × (8/5～25までの開所日数) ÷ 25日
長期休業のみ利用する場合、利用料の請求はどうなりますか。	利用料は日割計算となります。 (例) 夏休み(7/25～8/25) 利用の場合 月額 6,000円 × (7/25～31までの開所日数) ÷ 25日 月額 8,000円 × (8/1～25までの開所日数) ÷ 25日
就労等で不在となる日が毎日ではなく、週に数日です。 週1～2日だけ利用することは可能ですか。 また、その場合の利用料はどうなりますか。	ご家庭の状況に合わせて、利用することが可能です。 ただし、週に数回の利用であっても、利用料の月額は変わりません。 ※放課後デイサービス利用児童が入会する場合は、利用料の減免が受けられます。
利用料の請求はいつ届きますか。また、支払日はいつですか。	毎月15日までに、前月分利用料の請求が届きます。 月末までにお支払いをお願いいたします。 (例) 6月分利用料は7/15までに請求が届きます。 7月末までにお支払いください。
申込について	
今年度通年入会・通年利用しており、来年度も同様に継続して利用予定ですが、来年度の申込みはどうなりますか。	年度ごとの申込みとなります。(例年12月1日～1月31日の間で、次年度の申込を受け付けております。) 継続して通年利用する場合は、通年入会(令和〇年4月1日から令和△年3月31日まで)の申込が必要となります。

年度途中での申込みは受け付けていますか。	<p>年度途中での申込みも可能です。 原則、利用開始希望日の1週間前までに、希望する児童クラブへ申請書類を提出してください。</p> <p>書類が間に合わない・急な利用となる等の場合には、学校教育課へご相談ください。</p>
退会を希望する場合は、いつまでに手続きが必要ですか。	<p>入会申請書で記入した利用期間どおりに退会（利用終了）する場合は、届出の必要はありません。</p> <p>利用期間を変更して退会（利用終了）したい場合は、原則、利用終了日の1週間前までに、利用している児童クラブへ退会届を提出してください。</p> <p>書類が間に合わない等の場合には、学校教育課へご相談ください。</p>
年間を通して継続利用するわけではないのですが、どのように申込みをしたらよいですか。	<p>長期休業期間のみ利用を希望する場合、申請書は長期休業のみ入会を選び、希望する休みにチェック✓を記入してください。</p> <p>その他の場合は、通年入会を選び、利用開始希望日と利用終了希望日を記入してください。</p> <p>※利用を希望する期間ごとの申込みが必要です。 ※詳しくは記入例をご確認ください。</p>
長期休業のみとは、いつからいつまでですか。	<p>終業式翌日～始業式前日までとなります。 終業式・始業式の前後も利用希望の場合は、通年入会を選び利用開始日と利用終了日を記入して申込みをお願いします。</p>
長期休業中は、別居の祖父母のところへ預けるので利用する必要がありません。どのようにしたらよいですか。	<p>入会後は、実際の利用がなくても利用料がかかります。 通年入会を選び、利用が必要な「始業式前後から長期休業前」までの日付で申請書を提出してください。</p>
自営業（飲食業・農業）をしており、事業内容等は変わらないが、時期によって家庭状況が変わるときはどうなりますか。 (例：季節で作業時間帯や作業量が変わるなど)	<p>入会後は、実際の利用がなくても利用料がかかります。 利用が必要な期間でのお申込みをお願いします。</p>

<p>短期間の入退会を繰り返すことはできますか。</p> <p>(ゴールデンウィークや年末年始など、勤務がない日は一旦退会することができます。)</p>	<p>入退会については、家庭の状況に変更があった場合に申請してください。</p> <p>そのため、クラブ閉所日ごとに入退会を繰り返すことはできません。</p>
<p>年度初めは、新1年生も利用可能でしょうか。</p>	<p>新1年生も4月1日からの利用が可能です。</p> <p>就学時健診時に配布される案内をご確認のうえ、お申込みをお願いします。</p> <p>(例年12月1日～1月31日の間で次年度の申込みを受け付けております。申込期限を過ぎた場合は、各クラブへご相談ください。)</p>
その他	
<p>児童クラブの事前見学はできますか。</p>	<p>はい、できます。</p> <p>見学希望のクラブへ直接ご連絡ください。</p>
<p>利用開始前にクラブの支援員と、子どもに関する情報共有や利用についての相談をすることができますか。</p>	<p>はい、できます。</p> <p>新規入会時には、在籍票の記入や面談を実施しております。入会時以外にも、必要に応じてご相談ください。</p>
<p>就労はしていませんが、児童クラブを利用することはできますか。</p>	<p>『放課後帰宅しても就労その他の事情で保護者が不在』の児童が対象となります。</p> <p>就労以外にも利用が認められる場合がありますので、学校教育課へご相談ください。</p>
<p>インフルエンザ等で学級(学年)閉鎖になった場合、利用はできますか。</p>	<p>学級(学年)閉鎖になったクラスの児童は、感染拡大防止の観点から利用はできません。</p>

R7.11